

## 横浜市LED防犯灯寄附要綱が制定されました

### 1 目的

事業者又は自治会町内会等が自主設置したLED防犯灯を市に寄附することで、管理負担を軽減しLED防犯灯の設置を促進することを目的に制定しました。

### 2 対象となる防犯灯

東電柱又はNTT柱に共架された、横浜市LED防犯灯仕様に適合した防犯灯のみ対象です。（鋼管ポール防犯灯は寄附対象外です。）

### 3 寄附手続き

- (1) 設置工事を行う前に、設置場所やLED防犯灯の仕様について、横浜市市民局地域防犯支援課（下記）と協議を行ってください。
- (2) 設置工事から名義変更（原則として3月1日）までの間の電気料金の支払い及び管理は、事業者又は自治会町内会等に行っていただきます。（名義変更以降は横浜市が電気料金の支払い、故障等の修繕及び更新を行います。）
- (3) 自治会町内会等は、当該LED防犯灯の故障時の横浜市への連絡等の日常の見守りをお願いします。事業者は日常の見守りについて、自治会町内会等に依頼してください。

### 4 制定 平成25年7月31日

### 5 LED防犯灯寄附に関する問い合わせ先

横浜市市民局地域防犯支援課 電話：671-3709

横浜市市民局では、自治会町内会が管理している蛍光灯の防犯灯を、順次LED防犯灯に付け替えています。事情によりこの付け替えを待てずに、自治会町内会でLED防犯灯を設置しようとする場合に、横浜市の仕様と適合していれば、横浜市に移管できる（防犯灯の維持管理・電気代の支払いを横浜市がする。）という制度を制定しました。

LED防犯灯を移管（寄附）するには、設置工事の前にLED防犯灯の仕様などについて、市民局と協議を行うことが必要ですので、ご注意ください。

宅地造成業者などから話があった場合にも業者にお伝えください。